

■ 第 157 回 新潟市農業振興地域整備審議会

日時：令和 7 年 1 月 20 日（月）10：00～

会場：新潟市役所ふるまち庁舎 401 会議室

（司 会）

ただいまより、第 157 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催いたします。

本日、司会を務めます農林政策課課長補佐の松川と申します。よろしくお願ひいたします。

本審議会は公開とすることとしているため、報道機関と一般の傍聴が可能となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、終了時刻は午前 11 時 30 分を予定しております。時間どおり終了できるよう、円滑な会議運営にご協力をお願ひいたします。

それでは、はじめに、委員の出席状況をご報告します。委員 14 名の内、出席委員 14 名で過半数を超えております。審議会規則第 5 条第 2 項により会議が成立しておりますことを報告いたします。

では、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に配付してあるものと本日机上に配付してあります資料になります。本日、机上で配付している資料につきましては、委員名簿と、本日の議案には直接関係はございませんけれども、「新潟市の農林水産業」という冊子を机上に上げてございます。

事前に送付してあります資料につきましては、次第、座席表、資料 1－1、資料 1－2、資料 1－3、資料 2－1、資料 2－2、資料 3－1、資料 3－2、資料 4、資料 5、資料 6、資料 7。以上でございます。不足の資料などございましたら、お手を上げていただきましたら今、お持ちいたしますので、いかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、農林水産部長の三阪よりごあいさつ申し上げます。

（農林水産部長）

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、本審議会にご出席賜り、ありがとうございます。また、日ごろから本市の農業行政の推進に当たりまして、多大なご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、去年はスーパーの棚から米が消えるといった事態が発生し、令和の米騒動などの報道がされましたが、社会的な不安が大きくなった年だと思っております。また、野

菜については厳しい残暑などの影響で収穫量が落ち、特に葉物を中心とした大幅な価格高騰が現在も続いているところがございます。これらのことは、消費者にとっても改めて食の安定供給の重要性を実感する機会となったのではないかと考えております。本市としましても、引き続き、農産物の安定供給に向けた支援をはじめ、農業におけるさまざまな課題に取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

本日の議題は、農業の健全な発展を図ることなどを目的とする農業振興地域整備計画に関する案件を予定しております。皆様には、ご意見をいただきますようお願いして、開会のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは、吉川会長より議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(吉川会長)

会長の吉川でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員に関して、会長が指名することとなっております。今回は石山委員と土田委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項の①、中央区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について、事務局からお願いいたします。

(農林政策課長)

農林政策課の佐藤です。よろしくお願いいたします。

中央区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更についてでございます。この計画を変更するに当たりまして、新潟市農業振興地域整備審議会運営要綱第2条の規定に基づき審議をいただきたく、ご説明いたします。資料は資料1-1「中央区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について」をご覧ください。今回、農用地区域からの除外を予定する箇所は、中央区長潟の約18ヘクタールです。当該地区につきましては、県、亀田郷土地改良区、本市の三者で平成元年から開発を推進してきた鳥屋野潟南部開発計画において、住居・交流拡大ゾーンとして位置づけられている地区でございます。

資料1-2をご覧ください。位置図となっております。開発予定地は右側の赤線で囲ってあります箇所、当該地区は農振農用地区域内かつ集团的優良農地であるものの、昭和45年に東側が、平成23年に北側が市街化区域に編入されており、市街化区域に隣接しております。また、西側及び南側の青色の破線で囲ってあります箇所は、前回7月に開催しました審議会で審議いただいたとおり、地域未来投資促進法による市街地開発を実施予定の地区であります。このため、当該地区は四方を市街地に囲まれることとな

り、周辺の農地から分断され、今後の農業的な土地利用において支障が生じることが想定されております。また、当該地区の北側及び東側の市街地においては、新たに住居用や業務用に利用することが可能な土地がなく、住居を中心とする新たな需要に応じることができない状況にあることから、市街化区域に編入し、土地区画整理事業により周辺環境と調和した良好な住宅地を供給するために、やむをえず農用地区域から除外するものです。

変更箇所の土地利用につきましては、資料1－3の詳細図をご覧ください。住居用の利用となっております。説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(吉川会長)

ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

(青山委員)

ご説明、ありがとうございます。二つありまして、18ヘクタールとお聞きしたのですが、ここで営農されていた方はどこかに移転するのかということをお聞きしたいのと、あと、先ほど令和の米騒動の話もありましたし、食料安保ということが言われている中で、農地が減ってしまうということに対しての懸念も市民の中にはあるのではないかと思います。その辺りの代替地とか営農継続という点での支障がないかどうかをお聞きできればと思います。

(吉川会長)

それでは、事務局から。

(農林政策課長)

営農されてきた方の継続ですけれども、中心地のほうにある農地は市街地に転用されますけれども、郊外の農地を継続して活用して営農を継続していくという方が大半でございます。

また、食料安保の観点から、18ヘクタールを転用するということでもございますけれども、この18ヘクタールで生産されていた分の生産量等を郊外、それ以外の土地で生産性の向上ですとかほ場整備の推進などを図ることで、新潟市としての農業生産の規模は維持または拡大につなげていきたいということを考えております。

(青山委員)

すみません、営農を継続されるということは、この18ヘクタールで宅地が一部でそのほかは農地のままですよということですか。すみません、少し私の理解が。

(農林政策課長)

すみません、少し説明不足でありました。ここの当該地にも所有されているほか、郊外の鳥屋野潟以外のところにも営農されている方はいるということで、この18ヘクタールのところは転用されますけれども、郊外の農地のほうで継続されていくということでございます。

(青山委員)

前半のほうは分かりました。

後半のほうは、18ヘクタールというところな量が生産されるように思いますので、その辺り、ぜひ、市内の農産物の生産量の減少とかいうことにならないようにしていただければと、一消費者としては思っております。

(吉川会長)

ありがとうございました。とても重要な指摘だと思います。

実は、この会議と関係ないのですが、今週の金曜日、私たちが所属する学会でも、日本の米問題を扱う講演会、研究会を開催する予定なのです。去年は少し違う状況でしたけれども、一部では米があまっている一方で、その多くというのは水田あまりなのではないかという指摘をされる方もいらっしゃるのですが、世界情勢であるとか今後の気候の変動などを考えると、やはり、私は農地の保全というのはすごく重要なところだと思います。しかも、食料自給率38パーセントという我が国において、これから来たるべきいろいろな危機があると思うのですが、その中で、簡単に農地を転用するというのはよくないことなのかなと思います。ただ、ここについては、開発が始まった当初からゾーニングされていた地区もありまして、今回、多分、地元農家の方々も開発されることは将来的に意識されていた地域なのかなとは感じている次第です。すみません、余計なことでした。

(堀委員)

とても素朴な疑問なのですが、7月の段階で青の地域未来投資促進法開発地域が予定されて、その後からこの赤の地域を今回認定するわけですが、青で囲まれた赤のゾーンはやりづらくなるのは分かりきっていることで、なぜこの青と赤のところを一緒にやらなかったのかと思ったのです。

(農林政策課長)

先ほど吉川会長からもお話しありまして、計画として全体の土地利用をどうしていくかという中で、ここの二つの地区につきましては、青の部分が地域未来投資促進法で商業施設等の誘致を進めるという計画のもとで行いつつ、こちらの赤の部分は住居系で利用していくものです。計画としては全体のものを考えながら、そこで活用する土

地の利用状況を踏まえて地域未来投資促進法の適用と市街化区域の編入が二つになっていたということです。計画としては全体を考えているところでございます。

(堀委員)

ここはひとまとまりで計画されていたということなのですから、そうしたら、この地域でいうところのスケートボードパークとか天寿園の後ろのところも、やはり、同じように考えられているところなのですか。何か同じように進みそうな感じがするのですけれども。

(農林政策課長)

こちらの鳥屋野潟南部の開発計画につきましては、平成元年のころからゾーニングと申しますか、ここの地区は住居ゾーンですとかそういった計画に基づいて、そのときに開発ですとかそういった計画の熟度に応じて開発を進めてきた地区です。今、ご指摘いただいたエリアにつきましても、利用の方向性はありますけれども、現時点では、例えば、何の施設を造るのかというところが定まっていないため、大きな利用の方向としては考えているものの、今、次の開発計画がどうだというような状況にはないところでございます。

(堀委員)

その向こう側もそうなのですか。

すみません、私はその最初の計画をよく知らなくて、その計画のところで考えられているのは、この道でスケートボードパークという文字が書いてあるところの道よりも向こう側の話なのですか。それとももっと広い地域なのですか。

(農林政策課長)

資料1-2の位置図をご覧になっていただくと、鳥屋野潟が上になりまして、左側とちょうど真ん中を走る高速道路の線が入っておりますけれども、鳥屋野潟と高速道路の間のところが構想のエリアになっております。

(堀委員)

ありがとうございます。

(吉川会長)

前回の審議会では、もともとの計画、構想自体の地図が、たしか配られていたような気がします。基本的には高速道路、日本海東北自動車道より南側はその構想に入っていないので、こちらの天寿園の南側についても、将来的には、あるいは地権者の皆様も開発が進むものと、多分、考えられているのではないかなとは思いますが。

(堀委員)

ありがとうございます。

(吉川会長)

このような構想を立てられたのが、もうかれこれバブル期くらいですよ。1990年代くらいだったと思うのですけれども、それから大きく状況というのは変わっていると思うのです。人口も縮小局面に入りまして、とりわけ地方などは縮小していますよね。県自体も特に縮小しているのですけれども、新潟市も縮小しているのでしょうか。

そうした中で、こんなことを市役所の職員に言うのはあれなのですけれども、やはり、とても新潟市はスプロールしているような気がしているのです。金沢とか富山とかと比べると。ある意味、数十年前に立てられた構想に対して局面が変わっているのであれば、また商業施設がここにできて、以前の審議会でも話題になったと思うのですけれども、これとにいがた2kmの構想ですけれども、これはどういう整合性があるのかというお話が、たしかあったと思うのです。こういった縮小局面において、まだ当初の構想が続いているということが、このお話を最初に聞いたときにショックがあったのです。本来であれば、これについてはもちろん地権者の話し合いがついているのでいいと思うのですけれども、適宜見直しながら進めていくというのにも必要なのかなとは、すごく感じたところでございます。

ほかに何かご質問はありますでしょうか。

それでは、こちらについてはお認めいただいたということで、次に、審議事項の②農業振興地域整備計画のうちマスタープランの変更について、事務局からご説明をお願いします。

(農林政策課長)

それでは、農業振興地域整備計画のうちマスタープランの変更についてご説明いたします。資料は2-1の「新潟市●●区農業振興地域整備計画の変更理由書」をご覧ください。1の変更の理由です。本市が令和5年4月に策定しました、目標年次を令和12年度とする第3期の「新潟市農業構想」におきまして、農業・農村の将来像として、「食と花の都～都市と田園の調和を活かした持続可能な農業の実現～」を掲げております。この将来像の実現に向けた指標の一つの農地集積率は、第2期計画の目標数値の85パーセントから変更はなく、目標年次を令和4年度から令和12年度に変更しています。また、令和5年10月に変更しました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、効率的かつ安定的な農業経営の指標に、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する内容を追記しています。

これまで、本市農業振興地域整備計画のマスタープランは、今ほどご説明しました二

つの構想の当該箇所を引用していることから、変更内容との整合を図るため、マスタープランの変更を行うものです。変更箇所につきましては、資料 2-2、新旧対照表をご覧ください。変更の詳細は赤字で記載のとおりです。第 4 の 1 の「(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標」に、「イ、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標」を追加し、「経営管理の方法」として、農業経営改善計画の作成と実践、家計と事業会計の分離や、パソコン等を活用した経営管理や法人化など、また、「農業従事の態様」として、家族経営協定の締結による就業環境の整備、地域労働力の活用などを記載しております。また、裏面をご覧ください。第 4 の 1 の「(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向」の「イ、効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」と記載している農地集積の目標面積については、新潟市農業構想の目標年次に合わせまして、「令和 12 年度」に変更しております。なお、「面積シェアの目標 85 パーセント」についての変更はございません。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(吉川会長)

ただいまのご説明について、質問はございますでしょうか。

(遠藤委員)

J A 側から質問するのもあれなのですが、2 の指標の「農業従事の態様」のところ、ウの「農業協同組合による労働力調整システム」と書かれているのですが、この調整システムは、我々 J A がやるような何かシステムがあるというようなことだと思うのですが、あまり認識が私のほうにはないのですが、どのようなものか教えていただきたいと思います。

(農林政策課長)

こちらも具体的なところで何かというところを示しているというよりは、農業生産のとりまとめを行われます農業協同組合で参加される農業者等の労働力の状況を勘案して、労働力調整を行うシステムも考えられるのではないかとこのところになっています。また、現行、具体的には、新潟かがやき農協の新潟西地区を中心に、ワンデーバイトなどのアプリも活用して、農業者の、また、アルバイトの活用もされているという状況もございますので、労働力不足が生じないような形で進めていければというところの記載となっております。

(吉川会長)

私もちょっとこちら辺のシステム自体がよく分かっていなかったのですが、今、よく分かりました。特に、西区においては新潟大学の学生が、朝の枝豆の収穫調整作業、

それからスイカなんかも、私の研究室の学生もしょっちゅう朝、なかなか研究室に来ないと思ったら、バイトで眠そうにしていると、朝2時くらいからやっているという話を聞いたことがあります。

(遠藤委員)

拡大するように努力させていただきます。

(吉川会長)

大学生にとっても収入源になると思いますので、ぜひ、調整していただければと思います。

(土田委員)

裏面のウの部分なのですけれども、農地集積のところ、面的集積の部分、書き換えがありますけれども、ここの部分の具体的な内容、何が変わったのか、私は上手く読み取れなかったのですけれども、教えていただけますでしょうか。

(農林政策課長)

ウの「農地集積を進めるとともに、面的集積（集約化）の」というところでありすけれども、今現在、令和7年3月末までの完成に向けて、地域計画という、向こう10年の農地利用をどうしていくのかというような計画を、今、農協、土地改良区、農業委員会等と協力させていただいて、地元とともに作成を進めていくところです。国のほうでは向こう10年、農業者の減少も進むといわれる中で、地域の農地の利用が継続して担い手につながっていけるように、また、今現在、多くのところでは農地を分散して利用しているような状況でありますけれども、地域の話し合いを基にまとまって利用できるような形を進めていこうというような計画を立てております。こういったところが実現できるように進めて、市、県などと協力して進めていきたいというところでございます。

(土田委員)

ありがとうございます。方向性としては変わっていないけれども、もう少し表現を改めて具体的にしたという考え方でよろしいですか。ありがとうございます。

(吉川会長)

この二つを比べると、現行と変更後で何が変わったのかよく分かりませんよね。必要性があったのかどうかもよく分からないのですけれども、何か基の構想であるとか上位の構想があって、それに併せて文言を変えたというような感じなのですか。

(農林政策課長)

集約化を明記する形に変えさせていただきました。

(吉川会長)

分かりました。ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

ご審議ありがとうございました。それでは、本日の審議事項については以上となります。

続いて、報告事項に移ります。農業振興地域整備計画の変更について、事務局からよろしく願いいたします。

(農林政策課長)

農業振興地域整備計画の変更についてでございます。各区の農業振興地域整備計画の変更の内、1ヘクタール未満の農用地利用計画の変更についてご説明いたします。資料3-1の「農業振興地域整備計画農用地利用計画変更一覧表」をご覧ください。前回、7月に開催した審議会以降に農用地利用計画を変更したものが表記のとおり8件ございます。資料3-2の変更箇所位置図も併せてご覧いただきたいと思います。内訳につきましては、農業外の利用のための除外が4件、農業の利用のための用途変更が4件です。区別は、中央区で1件、江南区で3件、秋葉区で1件、南区で1件、西区で2件となっております。

本日は、件数も多く、また、時間の兼ね合いもあることから、変更の案件の内、面積が1,000平方メートル以上のものを区の担当課長からご説明させていただきます。それでは、秋葉区からお願いいたします。

(秋葉区産業振興課長補佐)

それでは、秋葉区から説明させていただきます。本日、小林が欠席となりまして、代理で私、伊藤から説明させていただきます。

では、資料4をご覧ください。秋葉区内では、乾燥調製施設建設及び農業用機械置き場の設置に伴う農業用施設用地1件の用途変更を行ったものです。新潟市秋葉区岡田地区において、乾燥調製施設及び農業用機械置き場を設置することに伴い、新潟市秋葉区農業振興地域整備計画の内、2,014平方メートルの用途変更を行いました。現在、申出者は、米、麦、大豆、園芸と複合的な農業を経営しており、中でも米、麦、大豆の乾燥調製は既存の施設で行っていますが、近隣農業者からの乾燥調製の依頼を断らなければいけないほど機械処理に余裕のない状況となっております。地域農業のけん引者であることから、今後も離農者などの農地の受け手として規模拡大が見込まれます。よって、既存の設備だけでは農地の受入が困難なことから、乾燥調製施設の増設は必要不可欠となります。

また、耕作地が拡大している状況から、農業機械の大型化や台数の増加につながり、

既存の敷地では機械を置く場所がないため、やむをえず分散して農業用機械を配置し、農作業やメンテナンスなどの業務に支障をきたしていることから、まとまった農業用機械置き場の確保についても必要不可欠となりました。以上のことから、周辺住民に騒音や粉塵で迷惑をかけないこと、安全に作業ができ、機械などの保管する面積が確保できること、既存施設との連携など、営農上の効率を考慮し、土地を設定したものです。やむをえず新潟市秋葉区農業振興地域整備計画を変更し、用地を確保するものです。説明は以上です。

(農林政策課長)

南区からお願いいたします。

(南区産業振興課長)

南区産業振興課の柏木と申します。よろしくお願いいたします。

南区該当分について説明いたします。資料5をご覧ください。まず、「1 変更の概要」ですけれども、「(1) 変更の種別」は農振除外が1件となります。

「(2) 変更概要」となりますけれども、南区茨曾根の2,294平方メートルの農用地を農振除外し、機材置き場及び露天駐車場敷地の拡張を行うものです。

続いて、「2 変更理由」です。南区茨曾根地区において、機材置き場及び露天駐車場を増設するため、既存の敷地を拡張するものです。位置については2枚目のページの位置図をご覧ください。申出者は、基礎工事を中心に実施している建設会社です。申出者の受注の増加により資材が増えていること、基礎杭工法の増加に伴い、工事に必要な建設機械や材料が増えたことにより、保管に必要な機材置き場が手狭となったことで、併せて、事業拡大に伴う従業員の増加により駐車場用地が不足していることから、業務に支障を来しているため、今回の計画変更により既存敷地を拡張し、機材置き場及び露天駐車場の増設を行うものです。

続いて、「3 変更箇所」位置図、詳細図については2枚目の位置図と詳細図でご確認ください。

続いて、「4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況」です。実施中の1事業の受益地として該当しております。事業調整の結果は記載のとおりとなります。

続いて、裏面をご覧ください。「5 当該変更の経過」です。令和6年7月17日に事前相談等申出書を県に提出しまして、その後、記載のとおり手続きを行いまして、同年10月22日に12条公告を完了しております。説明は以上となります。

(農林政策課長)

1,000平方メートル以上の案件につきましては、以上2件でございます。今ほどの2件

のほか、資料6で江南区の3件、資料7で西区の2件の説明資料を付しております。後ほどご覧いただければと思います。以上で、農業振興地域整備計画の変更に係る報告を終了いたします。

(吉川会長)

ただいまの説明について、質問はございますでしょうか。

(堀委員)

今の事案については、やむをえない事情があるというのは資料から分かったのですが、計画を変更したいですと申し出て却下されているというか、認定されないケースもあるのですか。

(農林政策課長)

ございますが、さまざまにご相談、ケースがございますので、利用する計画の熟度ですとか、農用地を、例えば、農業以外のものに使いたいといったときに、農業利用への影響ですとか、その場所の適性なども確認させていただきながら、利用が適切かどうかということ調整させていただいています。

(堀委員)

それはどこで行われるのですか。

(農林政策課長)

今、各区で農業振興地域の事務をやるような体制になっておりますので、各区の農政担当課でご相談を受ける、調整をさせていただいています。

(堀委員)

ありがとうございます。

(吉川会長)

今のものに少し関連して、例えば、南区のケースですけれども、2ページ目、裏面に当該変更の計画というものがあまして、私も手続き的なことは詳しくないので教えていただきたいのですが、基本的に、申出書を県に提出して、県から回答があると。それで、ずっと来て、令和6年10月に入って県に提出、県からの回答というものがありましたけれども、これは申出者が直接、県とやっているのか、それとも、新潟市役所として南区がこの中で、あるいは新潟市役所がどういった役割を持っているのか、少し教えていただくことはできますでしょうか。

(農林政策課長)

先ほどご質問のあった、事前にご相談等させていただきながら、また、この手続きに入る前に県の担当課とも相談させていただきながら、正式な手続きとしては、市が持つ

計画をこういうように変更を考えているというような手続きが、今ほど吉川会長からありました7月17日の手続きになります。

(吉川会長)

なるほど。そうすると、申請者は、まずは新潟市の区役所に申請するという形になるのですね。

(農林政策課長)

まずは相談から入っていくという形になります。

(吉川会長)

その時点で妥当ではないというように考えた場合は、区役所から拒否というか、不可であるという旨をお伝えするような形になるのですか。

(農林政策課長)

そうです。少し難しいですねというような対応もあります。

(吉川会長)

分かりました。そうすると、新潟市としてはそこがフィルターとして機能しているという形になるのですね。よく分かりました。ありがとうございます。

(青山委員)

先ほどいただいた資料5の4番目に、県営かんがい排水事業が今、実施中であるということで、ただ、面積が小さいので、及ぼす影響は軽微なものということなのですが、とはいえ、事業をやっているということは、例えば、農業をしやすくするとか基盤整備とか、効率的にしようと思ってやっている事業だと思のですが、ここが、小さいとはいえ、それを農用地から外してしまうことによって作業がしにくくなってしまふだとかというようなことが、素人目にはそういうものが懸念されるのですが、その辺りはどうやって受益面積の担当の方に了解を取っているのかなというのを教えていただければと思います。

(農林政策課長)

変更に係る協議をするときに、土地改良事業ですとか排水関係の事業との関係も調べます。そのうえで、農業利用が農地転用に伴う影響を、関係機関等はじめ調整した中で、その影響がないですとか、ごくごく軽微であるというようなところで判断されたものであれば農外利用のほうで農業への影響が少ないということで、処理が進んでいるという形になります。

(青山委員)

ということは、関係者に、一応、全部話を聞いて、外れても事業自体には影響があり

ませんよねという確認を取ったうえでということなのではないでしょうか。今回、報告事項なので、何か異議を唱えるというものではないと思うのですが、やはり、用途変更と除外というのは、だいぶ重みが違うなという感じがいたします。それで、その面積自体が小さかったとしても、結局、トラックの出入りだったりとか、その人が横の農地に作業に行くのに、機械も大型化していますから、そこをさっと通れないとかということになると、やはり、先ほどの18ヘクタールの話とくっつけてもおかしいのですが、別のところで効率化が図れますからということでやって、小さい穴というと失礼なのですが、農業以外の土地ができることによって効率化が阻まれるように思いますので、お願いというわけではないのですが、本当に慎重に審査をしていくような手続きが取られるといいなと思います。

あと、すみません、1ヘクタール未満ですよ。それで、1ヘクタール以上は別の会議になるのですか。この変更ということになりますと。

(農林政策課長)

除外ですとか用途変更について、慎重にというところをご指摘のとおりでございます。関係機関含め、また、農業委員会、農協、あと、土地改良区にこういった利用をするときにいかがでしょうかという意見照会をさせていただいて、その中で、よろしいというようなものをいただいたものが手続きに進むという形にさせていただいておりますので、その辺りの取り扱いについては慎重に進めさせていただいております。

あと、1ヘクタール以上の案件につきましては、この審議会でお諮りさせていただくという形にさせていただいております。未満のものが報告という形です。

(青山委員)

これが審議なのか報告なのかの違いなのですね。分かりました。ありがとうございます。

(吉川会長)

やはり、農地法であるとかこういった審議会が機能しているから無秩序な開発というのは行われたいというのがある一方で、やはり、人によっては農地法が邪魔でなかなか自由にできないというところもあるというお話がある中で、今、多分、新潟市がバランスよく、こういった案件を審議しているのではないかなというように察しているところではございます。

ほか、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、次第4、その他に移りたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

(農林政策課長)

ございません。

(吉川会長)

ないようでしたら、予定されていた議事は終了いたします。会の進行を事務局に戻したいと思います。ありがとうございました。

(司 会)

吉川会長におかれましては、円滑な会議の進行をいただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましてもご議論いただきまして、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第 157 回新潟市農業振興地域整備審議会を終了いたします。お疲れさまでした。